

(17) 作業手袋

ア 品目及び判断の基準等

作業手袋	<p>【判断の基準】</p> <p>○主要素材が纖維（天然纖維及び化学纖維）の場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①使用される纖維（天然纖維及び化学纖維）のうち、ポリエステル纖維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル纖維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。</p> <p>②ポストコンシューマ材料からなる纖維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。</p> <p>③未利用纖維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。</p> <p>④植物を原料とする合成纖維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①未利用纖維又は反毛纖維が可能な限り使用されていること（すべり止め塗布加工部分を除く。）。</p> <p>②漂白剤を使用していないこと。</p>
------	--

- 備考) 1 本項の対象とする「作業手袋」は、高温など労働安全衛生上等の理由により使用に適しない箇所以外で使用する目的で調達するものをいう。
- 2 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は纖維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
- 3 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。
- 4 「未利用纖維」とは、紡績時に発生する短纖維（リンター等）等を再生した纖維をいう。
- 5 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 6 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、製品全体重量に占める、植物を原料とする合成纖維又はバイオマスプラスチックに含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。
- 7 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源（バイオマス）を使用するプラスチックをいう。
- 8 「反毛纖維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した纖維をいう。

イ 目標の立て方

当該年度における作業手袋の調達総量（双）に占める基準を満たす物品の数量（双）の割合とする。

(18) その他繊維製品

(18)-1 テント・シート類

ア 品目及び判断の基準等

集会用テント	<p>【判断の基準】</p> <p>○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。</p> <p>⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
ブルーシート	<p>【判断の基準】</p> <p>○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

備考) 1 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

2 「繊維部品全体重量」とは、製品全体重量からポール、ファスナ、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したもの）をいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）を使用した付属品の重量は、「繊維部品全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量又は故繊維から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。

- 3 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。
- 4 「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。
- 5 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう。(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)
- 6 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 7 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。
- 8 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。
 - ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること
 - イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。
「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。
 - ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
 - エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

イ 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用している集会用テント又はポリエチレン繊維を使用しているブルーシートの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（点数）に占める基準を満たす物品の各品目の数量（点数）の割合とする。

(18) -2 防球ネット

ア 品目及び判断の基準等

防球ネット	<p>【判断の基準】</p> <p>○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維、ポリエチレン繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④再生ポリエチレン繊維が、繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。 ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
-------	---

- 備考)
- 1 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものという。
 - 2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から金属部品等の付属品の重量を除いたものという。
なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したもの）をいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）、植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量、故繊維から得られるポリエステル繊維の重量又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。
 - 3 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。
 - 4 「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。
 - 5 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したもの）をいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
 - 6 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源（バイオマス）を使用するプラスチックをいう。
 - 7 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
 - 8 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、繊維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。

9 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザーに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

イ 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維、ポリエチレン繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用している防球ネットの調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

(18) -3 旗・のぼり・幕類

ア 品目及び判断の基準等

旗 のぼり 幕	<p>【判断の基準】</p> <p>○使用される纖維（天然纖維及び化学纖維）のうち、ポリエステル纖維又は植物を原料とする合成纖維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①再生PET樹脂から得られるポリエステル纖維が、纖維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、纖維部分全体重量に占めるポリエステル纖維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル纖維が、纖維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル纖維重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>②再生PET樹脂から得られるポリエステル纖維が、纖維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>③再生PET樹脂のうち、故纖維から得られるポリエステル纖維が、纖維部分全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>④植物を原料とする合成纖維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、纖維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。</p> <p>⑤植物を原料とする合成纖維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、纖維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。</p> <p>②製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
---------------	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「幕」とは、横断幕又は懸垂幕をいう。
- 2 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は纖維製品等を原材料として再生利用されるものという。
- 3 「纖維部分全体重量」とは、製品全体重量から棹、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。
- なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したもの）をいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）、植物を原料とする合成纖維又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「纖維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル纖維の重量、故纖維から得られるポリエステル纖維の重量又は植物を原料とする合成纖維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。
- 4 「故纖維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。
- 5 「故纖維から得られるポリエステル纖維」とは、故纖維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル纖維をいう。
- 6 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源（バイオマス）を使用するプラスチックをいう。
- 7 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

- 8 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、纖維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成纖維に含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。
- 9 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。
 - ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
 - イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。
- 「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。
 - ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
 - エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

イ 目標の立て方

当該年度におけるポリエスチル纖維又は植物を原料とする合成纖維を使用している旗、のぼり及び幕の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

(18) -4 モップ

ア 品目及び判断の基準等

モップ	<p>【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①未利用纖維、リサイクル纖維及びその他の再生材料の合計重量が纖維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 ②製品使用後に回収及び再使用のためのシステムがあること。</p> <p>【配慮事項】 ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-----	--

備考) 1 「纖維部分全体重量」とは、製品全体重量から柄、取っ手、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチックを使用した付属品の重量は、「纖維部分全体重量」及び「未利用纖維、リサイクル纖維及びその他の再生材料の合計重量」に含めてよい。

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3 「未利用纖維」とは、紡績時に発生する短纖維（リンター等）等を再生した纖維をいう。

4 「リサイクル纖維」とは、反毛纖維等使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用した纖維をいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

5 「反毛纖維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した纖維をいう。

6 「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

7 「回収及び再使用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ. 回収された製品を再使用すること。

エ. 回収された製品のうち再使用できない部分は、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル又はエネルギー回収すること。

イ 目標の立て方

当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

(19) 設備

ア 品目及び判断の基準等

太陽光発電システム（公共・産業用）	【判断の基準】
	<ul style="list-style-type: none">①太陽電池モジュールのセル実効交換効率が表1に示された区分ごとの基準交換効率を下回らないこと。②太陽電池モジュール及び周辺機器について、表2に示された項目について、情報が開示され、ウェブサイト等により、容易に確認できること。③発電電力量等が確認できるものであること。④太陽電池モジュールの出力については、公称最大出力の80%以上を最低10年間維持できるように設計・製造されていること。⑤パワーコンディショナについては、定格負荷効率及び2分の1負荷時の部分負荷効率について、出荷時の効率の90%以上を5年以上の使用期間にわたり維持できるように設計・製造されていること。⑥太陽電池モジュールについては、エネルギーペイバックタイムが3年以内であること。⑦太陽電池モジュールについては、表3に掲げた環境配慮設計の事前評価が行われており、その内容が確認できること。⑧修理及び部品交換が容易である等長期使用が可能となる設計がなされていること。

- 備考)
- 1 本項の判断の基準の対象とする「太陽光発電システム」は、商用電源の代替として、10kW以上の太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができる公共・産業用のシステムをいう。
 - 2 「太陽電池モジュールのセル実効変換効率」とはJIS C 8960において定められた実効変換効率を基に、モジュール化後のセル実効変換効率をいい、次式により算出する。
セル実効変換効率=モジュールの公称最大出力／(太陽電池セルの合計面積×放射照度)
太陽電池セルの合計面積=1セルの全面積×1モジュールのセル数
放射照度=1000W/m²
1セルの全面積には、セル内の非発電部を含む。ただし、シリコン薄膜系、化合物系のセル全面積には集積部を含まない。
 - 3 「定格負荷効率」「部分負荷効率」はJIS C 8961に準拠して算出するものとする。
 - 4 太陽電池モジュールの適格性確認試験及び形式認定についてはJIS C 61215-1、JIS C 61215-2、JIS C 61730-1、JIS C 61730-2に加え、セルの形式に合わせてJIS C 61215-1-1～JIS C 61215-1-4のうち一つに準拠するものとする。

- 5 判断の基準⑧の「長期使用が可能となる設計」とは、自社の同等の性能を有する従来機種と比較して、部品・材料の耐久性の向上、消耗品や部品の交換性の向上、保守・修理の容易化等を図るための設計がなされることにより、太陽光発電システムの長期使用を促すことをいう。ただし、架台等の従来機種と比較して耐久性の向上等を確認することが困難な場合は当該評価項目を除く。なお、長期使用のための保守点検・修理、維持管理に係る範囲、体制及び内容に関する情報提供については、判断の基準②において担保すること。
- 6 各所属は、次の事項に十分留意すること。
- ア. 発電量の適正な把握・管理のため、物品の調達時に確認した表2の設置報告項目の情報を、当該設備を廃棄するまで管理・保管すること。
 - イ. 調達に当たっては、発電にかかる機器の設置条件・方法を十分勘案し、設置に当たっては太陽光発電システムの長期使用等を踏まえつつ、架台の部分が過剰に大きくなることを避けるなど適切な設計を行うこと。
 - ウ. 太陽光発電システムの導入に当たっては、太陽電池の特性を十分勘案した上で設置条件・方法を検討すること。なお、薄膜系太陽電池にあっては、設置事業者側に適切な設計体制が整っていること等、環境負荷低減効果を十分確認すること。
 - エ. 調達に当たっては、設置事業者に設置要領の詳細の提出を求め、その内容を確認するとともに、当該設備の維持・管理に必要となる情報（製造事業者が有する情報を含む。）を設置事業者を通じ把握すること。
 - オ. 太陽光発電システムの更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化の観点から、蓄電池設備の導入について検討を行うこと。
 - カ. 太陽光発電システムによる長期安定的かつ効率的な発電が可能となるよう、適切に保守点検・修理及び維持管理を実施すること。また、必要に応じ、設備の更新について検討を行うこと。
 - キ. 使用済みの太陽光発電システムを撤去・廃棄する場合は、資源循環の観点から再使用又は再生利用に努めることとし、再使用又は再生利用できない部分については、重金属等有害物質の含有情報等を踏まえ、その性状等に応じた適正な処理を行うこと。

表1 太陽電池モジュールのセル実効交換効率に係る基準

区分	基準交換効率
シリコン単結晶系太陽電池	16.0%
シリコン多結晶系太陽電池	15.0%
シリコン薄膜系太陽電池	8.5%
化合物系太陽電池	12.0%

表2 太陽光発電装置機器に係る情報開示項目

区分	項目	確認事項
太陽電池モジュール	発電電力量の推定方法の提示 (基準状態)	年間の推定発電電力量 算定条件（用いた日射量データ、太陽電池及びパワーコンディショナの損失等）
	基準状態での発電電力量が得られない条件及び要因	影の影響、日射条件（モジュールへの影のかかり方や日射条件と発電量の下がり方の対応について、具体的に記載）
		温度の影響（モジュールの温度と発電量の下がり方の対応について具体的に記載）
		気候条件、地理条件（気候条件や地理条件と発電量の対応について具体的に記載）
		その他（配線、受光面の汚れによる損失等、具体的に記載）
周辺機器	パワーコンディショナ	形式、定格容量、出力電気方式、周波数、系統連結方式等
	接続箱	形式 等
	連系保護装置	可能となる設置方法
	二次電池	使用の有無、（有の場合）回収・リサイクル方法

保守点検・修理、維持管理の要件	保守点検	範囲、体制、内容
	修理	範囲、体制、内容
	維持管理	範囲、体制、内容
モジュール及び周辺機器	廃棄	廃棄方法、廃棄時の注意事項（使用済製品が最終処分された際の適正処理に必要な情報等）等
	保証体制	保証履行期限 等

表3 太陽電池モジュールに係る環境配慮設計の事前評価方法等

目的	評価項目	事前評価方法等
減量化・共通化	減量化	モジュールに使用する原材料を削減するため、質量を評価していること。
	部品の削減	モジュールに使用されている部品の点数・種類を評価していること。
	部品の共通化	他機種と共に通化している部品の割合を評価していること。
再生資源の使用	再生資源の使用	モジュールに使用されている部品のうち、再生資源を使用した部品の割合を評価していること。
長期使用	耐久性の向上	モジュールの信頼性試験結果を評価していること。
	耐汚染性の向上	モジュールの表面の耐汚染性を評価していること。
撤去の容易性	撤去作業の容易性	使用済みモジュールの撤去が容易な構造となっているか（取外しに要する時間）を評価していること。
再生資源等の活用	リサイクル可能率の向上	モジュール全体質量のうち、リサイクル可能な部品や材料の質量の比率を評価していること。
解体・分別処理の容易化	フレーム解体の容易性	分別処理のために、モジュールのフレームの解体が容易な構造となっているか（取外しに要する時間）を評価していること。
	フレーム解体で取り外すネジの数量・種類の削減	フレーム解体時に取り外すネジの数量・種類を評価していること。
	フレーム解体のための情報提供	フレームを取り外す際に、フレームの固定方法等の解体・分別に必要な情報を提供している又は提供する仕組みがあること。
	端子箱解体の容易性	端子ボックスのモジュールからの取外しが容易な構造となっているか（取外しに要する時間）を評価していること。
	端子箱解体で取り外すネジの数量・種類の削減	端子ボックスの取外し時に取り外すネジの数量・種類を評価していること。
	端子箱解体のための情報提供	端子箱を取り外す際に、端子ボックスの固定方法等の解体・分別に必要な情報を提供している又は提供する仕組みがあること。
環境保全性	環境負荷物質等の減量化	モジュールに含まれる環境負荷物質、適正処理・リサイクル処理に当たって負荷要因となる原材料の質量を評価していること。
情報の提供	使用、保守点検、安全性に関する情報提供	使用上の注意、故障診断及びその措置、保守点検・修理、安全性等に関する情報を提供している又は提供する仕組みがあること。
	撤去、解体、適正処理・リサイクルに必要な情報提供	撤去、解体、適正処理・リサイクルに必要な情報を提供している又は提供する仕組みがあること。
ライフサイクルの各段階における環境負荷低減	ライフサイクルアセスメントの実施	資源採取、製造段階、使用段階、撤去、解体、適正処理・リサイクルまでの一連のライフサイクルの各段階における環境負荷を定量的に評価していること。

<p>太陽熱利用システム（公共・産業用）</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>①日集熱効率が次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 基準値1は、表1の基準値1の欄に示された集熱器の区分ごとの基準。</p> <p>イ. 基準値2は、表1の基準値2の欄に示された集熱器の区分ごとの基準。</p> <p>②集熱器及び周辺機器について、表2に示された項目が、ウェブサイト等により、容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p> <p>②集熱器の稼働に係るエネルギーが最小限となるような設計がなされていること。</p> <p>③設備撤去時には、撤去事業者又は排出事業者による回収及び再使用又は再生利用が可能であり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理が可能であること。</p> <p>④外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金（再生地金）を原材料の一部として使用している合金を用いること。</p> <p>⑤重金属等有害物質を製品の製造に使用しない又は可能な限り使用量を低減すること。</p>
---------------------------------	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「太陽熱利用システム」は、給湯又は冷暖房用の熱エネルギーとして、太陽エネルギーを利用した公共・産業用のシステムをいう。
- 2 「日射熱効率」とは、集熱器の1日の単位面積当たりの集熱量（集熱媒体平均温度から、周囲温度を差し引いた値が10Kかつ日射量が20,000kJ/（m²・日）であるときの値をJIS A 4112に準拠して算出したもの）を、集熱器総面積に入射する単位面積当たりの太陽放射エネルギー又はソーラーシミュレーターによって受けるエネルギーの1日の積分値で除した値をいう。
- 3 各所属は、次の事項に十分留意すること。
- ア. 集熱量の適正な把握・管理のため、物品の調達時に確認した表2の設置報告項目の情報を、当該設備を廃棄するまで管理・保管すること。
 - イ. 調達に当たっては、集熱にかかる機器の設置条件・方法を十分勘案し、設置に当たっては架台の部分が過剰に大きくなることを避けること。
 - ウ. 太陽熱利用システムの導入に当たっては、現在の使用熱エネルギー量を十分考慮した設計を行うこと。
 - エ. 調達に当たっては、設置事業者に設置要領の詳細の提出を求め、その内容を確認するとともに、当該設備の維持・管理に必要となる情報（製造事業者が有する情報を含む。）を設置事業者を通じ把握すること。

表1 集熱器に係る日集熱効率の基準

集熱器の区分		日集熱効率	
集熱媒体・機能	集熱器の形状・透過体	基準値1	基準値2
液体	平板形透過体付き	60%以上	40%以上
	真空ガラス管形	50%以上	40%以上
空気	平板形	透過体付き	40%以上
		透過体なし	—
太陽光発電機能付き	—	—	10%以上

備考) 空気集熱式の集熱器であって平板形透過体なしのもの及び太陽光発電機能付き集熱器に係る判断の基準は基準値2のみとする。

表2 太陽熱利用装置機器に係る情報開示項目

区分	項目	確認事項
集熱器	集熱量の推定方法の提示	年間の推定集熱量
		算定条件（用いた日射量データ、集熱器及び蓄熱槽の損失等）
	集熱量が判断の基準①を満たさない条件及び要因	影の影響、日射条件（集熱器への影のかかり方や日射条件と集熱効率の下がり方の対応について、具体的に記載）
		温度の影響（集熱器の温度と集熱効率の下がり方の対応について具体的に記載）
		気候条件、地理条件（気候条件や地理条件と集熱効率の対応について具体的に記載）
		その他（配管や配線、受光面の汚れによる損失等、具体的に記載）
集熱器及び周辺機器	廃棄	廃棄方法、廃棄時の注意事項（使用済製品が最終処分された際の適正処理に必要な情報等）等
	保守点検	保守点検の条件（点検の頻度等）等
	保証体制	保証条件（修理・交換の対応範囲、内容）、保証履行期限等

燃料電池	<p>【判断の基準】</p> <p>○商用電源の代替として、燃料中の水素及び空気中の酸素を結合させ、電気エネルギー又は熱エネルギーを取り出すものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p>
エネルギー管理システム	<p>【判断の基準】</p> <p>○建物内で使用する電力等のエネルギーを、受入、変換・搬送及び消費の各ポイントにおいて用途別・設備機器別等で計測することにより、導入拠点等において可視化できるシステムであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○設備・機器等の制御を効率的に行う管理システムであること。</p>

生ごみ処理機	<p>【判断の基準】</p> <p>○バイオ式又は乾燥式等の処理方法により生ごみの減容及び減量等を行う機器であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②使用時のエネルギー節減のための設計上の工夫がなされていること。 ③処理後の生成物は、肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利用されるものであること。
節水器具	<p>【判断の基準】</p> <p><共通事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ①電気を使用しないこと。 ②吐水口装着型にあっては、単一装置で多様な吐水口に対応できること。 <p><個別事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ①節水コマにあっては、次の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア. ハンドルを 120° に開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ 20% を超え 70% 以下の吐水流量であること。 イ. ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ 70% 以上の吐水流量であること。 ②定流量弁にあっては、次の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 水圧 0.1 MPa 以上、0.7 MPa 以下の各水圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は $8\text{ L}/\text{分}$ 以下であること。 イ. 水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。 ウ. 定流量弁1個は、水栓1個に対応していること。 ③泡沫キャップにあっては、次の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 水圧 0.1 MPa 以上、0.7 MPa 以下の各水圧において、ハンドル（レバー）開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の 80% 以下であること。 イ. 水圧 0.1 MPa、ハンドル（レバー）全開において $5\text{ L}/\text{分}$ 以上の吐水流量であること。 ④流量調整弁にあっては、次の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 水圧 0.1 MPa 以上、0.7 MPa 以下の各水圧において、ハンドル（レバー）開度全開の場合、吐水流量が、流量調整弁なしの同型水栓の 80% 以下であること。 イ. 水圧 0.1 MPa、ハンドル（レバー）全開において器具設置場所での吐水流量が、表に示す数値以上であること。 ウ. 水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①取替用のコマにあっては、既存の水栓のコマとの取替が容易に行えること。 ②使用用途における従前どおりの使用感であること。

- 備考) 1 「節水コマ」とは、給水栓において、節水を目的として製作したコマをいう。なお、普通コマを組み込んだ給水栓に比べ、節水コマを組み込んだ水栓は、ハンドル開度が同じ場合、吐水量が大幅に減ずる。固定式を含む。
- 2 本項の判断の基準の対象とする「節水コマ」は、呼び径 13 mm の水用単水栓に使用されるものであって、弁座パッキン固定用ナットなどを特殊な形状にするなどして、該当品に取り

替えるだけで節水が図れるコマとする。また、既存の水栓のコマとの取替が容易に行えるものであること。

- 3 「定流量弁」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、ある範囲で流量を一定に保持する調整弁のうち、流量設定が固定式のものをいう。
- 4 本項の判断の基準の対象とする「定流量弁」は、手洗い、洗顔又は食器洗浄に用いるものであって、ある吐水量より多く吐水されないよう、該当品に取り替えるだけで節水が図れる弁とする。
- 5 本項の判断の基準の対象とする「泡沫キャップ」は、水流にエアーを混入することにより、節水が図れるキャップとする。
- 6 「流量調整弁」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、ある範囲で流量を一定に保持する調整弁のうち、流量設定が可変のものであって、止水栓より吐水口側に設置することにより節水が図れる弁をいう。
- 7 判断の基準＜個別事項＞①の吐水流量の試験方法は、JIS B 2061 の吐水流量試験に準ずるものとする。

表 流量調整弁に係る機器設置場所別の吐水流量

機器設置場所	吐水流量
洗面所	5L/分
台所・調理場	5L/分
シャワー	8L/分

給水栓	【判断の基準】
	①節水コマ内蔵水栓にあっては、次の要件を満たすこと。 ア. ハンドルを 120° に開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ 20% を超え 70% 以下の吐水流量であること。 イ. ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ 70% 以上の吐水流量であること。 ウ. 電気を使用しないこと。
	②定流量弁内蔵水栓にあっては、次の要件を満たすこと。 ア. 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は 8L/分以下であること。 イ. 水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。 ウ. 電気を使用しないこと。
	③泡沫機能付水栓にあっては、次の要件を満たすこと。 ア. 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル（レバー）開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の 80% 以下であること。 イ. 水圧 0.1MPa、ハンドル（レバー）全開において 5L/分以上の吐水流量であること。 ウ. 電気を使用しないこと。
	④時間止め水栓にあっては、次の要件を満たすこと。 ア. 設定した時間に達すると自動的に止水すること。 イ. 次の性能を有していること。 $ (設定時間 - 実時間) / 設定時間 \leq 0.05$

	<p>⑤定量止め水栓にあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 次の性能を有していること。</p> $ (設定吐水量 - 実吐水量) / 設定吐水量 \leq 0.2$ <p>イ. 電気を使用しないこと。</p> <p>⑥自動水栓（自己発電機構付）にあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 電気的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。また、止水までの時間は2秒以内であること。</p> <p>イ. 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、吐水流量が5L/分以下であること。</p> <p>ウ. 単相交流(100V)の外部電源が不要で、自己発電できる機構を有していること。</p> <p>⑦自動水栓（AC100Vタイプ・乾電池式）にあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 電気的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。また、止水までの時間は2秒以内であること。</p> <p>イ. 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、吐水流量が5L/分以下であること。</p> <p>⑧手元止水機構を有する水栓にあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 吐水切替機能、流量及び温度の調節機能から独立して吐水及び止水操作ができる機構を有していること。</p> <p>イ. ボタンやセンサーなどのスイッチによって使用者の操作範囲内で吐水及び止水操作だけができること。</p> <p>⑨小流量吐水機構を有する水栓にあっては、吐水力が、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 流水中に空気を混入させる構造を持たないものにあっては、0.6N以上であること。</p> <p>イ. 流水中に空気を混入させる構造を持つものにあっては、0.55N以上であること。</p> <p>⑩水優先吐水機構を有する水栓にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の胴の上面に位置し、レバーハンドルが水栓の正面にあるときに湯が吐出しない構造であること。</p> <p>イ. 吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の胴の左右の側面に位置し、温度調節を行う回転軸が水平で、かつ、レバーハンドルが水平から上方45°までの角度で湯が吐出しない構造であること。</p> <p>ウ. 湯水の吐水止水操作部から独立して水専用の吐水止水操作部が設けられた構造であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
--	---

備考) 1 「節水コマ内蔵水栓」とは、給水栓において、節水を目的として製作されたコマを内蔵した水栓をいう。普通コマを組み込んだ給水栓に比べ、節水コマを組み込んだ水栓は、ハンドル開度が同じ場合、吐水量が大幅に減ずる。固定式を含む。

- 2 「定流量弁内蔵水栓」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、ある範囲で流量を一定に保持する調整弁のうち、流量設定が固定式のものを内蔵した水栓をいう。
- 3 「泡沫機能付水栓」とは、水流にエアーを混入することにより、節水が図れる水栓をいう。
- 4 「時間止め水栓」とは、設定した時間に達すると自動的に止水する水栓をいう。
- 5 「定量止め水栓」とは、浴槽などへの貯水及び貯湯に用い、ハンドルで設定した所定の水量で自動的に止水する水栓をいう。
- 6 「自動水栓」とは、光電式などのセンサー、電磁弁などを組み込み、自動的に開閉する給水栓をいう。なお、水用と湯用があり、また、自己発電機構により作動するものと AC100V の電源又は乾電池を使用するものがある。
- 7 「節湯水栓」とは、サーモスタット湯水混合水栓（あらかじめ温度調整ハンドルによって吐水温度を設定することにより、湯水の圧力及び温度変動などがあった場合でも、湯水の混合量を自動的に調整し、設定温度の混合水を供給する機構を組み込んだ湯水混合水栓）、ミキシング湯水混合水栓（一つのハンドル操作によって、吐水温度の調整ができる湯水混合水栓）又はシングル湯水混合水栓（一つのハンドル操作によって、吐水、止水、吐水流量及び吐水温度の調節ができる湯水混合水栓）であって、流量調節部および温度調節部が使用者の操作範囲内にあり湯の使用量を削減できる水栓をいい、手元止水機構を有する水栓、小流量吐水機構を有する水栓、又は水優先吐水機構を有する水栓などの型式を総称するもの。
- 8 「手元止水機構を有する水栓」とは、節湯水栓のうち、台所水栓、浴室シャワー水栓又は浴室シャワーバス水栓であって、使用者の操作範囲内で吐水及び止水ができる水栓（シャワーパーツを含む。）をいう。
- 9 「小流量吐水機構を有する水栓」とは、節湯水栓のうち、浴室シャワー水栓又は浴室シャワーバス水栓において小流量吐水性能を持つ水栓（シャワーパーツを含む。）をいう。
- 10 「水優先吐水機構を有する水栓」とは、節湯水栓のうち、台所水栓及び洗面水栓において、意図しない操作による湯の使用を削減する水栓をいう。
- 11 吐水流量の試験方法は、JIS B 2061 の吐水流量試験に準ずるものとする。
- 12 定量止水性能の試験方法は、JIS B 2061 の定量止水性能試験に準ずるものとする。
- 13 止水までの時間は、吐水の本流が収束した時点までとし、5回測定した平均とする。
- 14 調達する各所属は、湯用の自動水栓の調達に当たって、水道直圧式（瞬間式）のガス給湯器・石油給湯器では湯側流量が着火流量に満たない可能性があることに十分留意すること。

日射調整フィルム 低放射フィルム	【判断の基準】 ①日射調整フィルムにあっては、次の要件を満たすこと。 ア. 遮蔽係数は 0.7 未満、かつ、可視光線透过率は 10% 以上であること。 イ. 热貫流率 $5.9\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 未満であること。 ②低放射フィルムにあっては、次の要件を満たすこと。 ア. 可视光线透过率是 60% 以上であること。 イ. 热贯流率是 $4.8\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下であること。 ③日射調整性能及び低放射性能について、適切な耐候性が確認されていること。 ④貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること。 ⑤上記①、③及び④並びに②、③及び④について、ウェブサイト等により容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。
-------------------------	--

	<p>⑥フィルムの貼付について、適切な施工に関する情報開示がなされていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○遮蔽係数が可能な限り低いものであること。
--	--

- 備考) 1 「日射調整フィルム」とは、建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって、室内の冷房効果を高めるために日射遮蔽の機能を持ったフィルムをいう。
- 2 「低放射フィルム」とは、建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって、断熱機能を持ったフィルムをいう。
- 3 遮蔽係数、可視光線透過率、熱貫流率の計測方法は、JIS A 5759による。
- 4 判断の基準①アにおいて、可視光線透過率が70%以上の場合は、遮蔽係数は0.8未満とする。
- 5 日射調整性能及び低放射性能の「耐候性」の確認とは、JIS A 5759に規定された耐候性試験において1,000時間の試験を実施し、日射調整性能については、遮蔽係数の変化が判断の基準①アに示されたものから±0.10の範囲であること、また、低放射性能については、熱還流率の変化が判断の基準②イに示されたものから±0.40W/(m²·K)の範囲であること。
- 6 「貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること」とは、輻射熱を考慮した熱負荷計算システムにおけるシミュレーションで、冷房負荷低減効果が確認されていることをいう。併せて、年間を通じた環境負荷に関する情報を開示すること。
- 7 各所属は、次の事項に留意すること。
- ア. ガラスの熱割れ等を考慮し、「建築フィルム1・2級技能士」の技術資格を有する若しくはこれと同等と認められる技能を有する者による施工について検討を行うこと。
- イ. 電波遮蔽性能を有するものを貼付する場合は、電波遮蔽による影響について考慮すること。
- ウ. 著しい光の反射が懸念される場所において施工する場合には、周辺の建物等への影響について確認を行うこと。
- エ. 照明効率及び採光性を考慮する場合は、可視光線透過率の高いフィルムを検討すること。

テレワーク用ライセンス	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○インターネットを介し、遠隔地において業務が遂行できるシステム用アカウントであること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○テレワークの導入前後における環境負荷低減効果が確認できること。
-------------	---

- 備考) 1 「テレワーク」とは、情報通信技術を活用した、場所と時間に捕らわれない柔軟な働き方をいう。
- 2 テレワークの導入により削減が期待される環境負荷としては、移動に伴うエネルギー、事務所等において使用するエネルギー等に対し、増加が見込まれる環境負荷としては家庭や拠点施設において使用するエネルギー等があげられ、これらの増減を比較して、環境負荷低減効果を算定することが望ましい。

<p>Web会議システム</p>	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①インターネットを介し、遠隔地間等において会議が行えるシステムであること。 ②他の所属と相互に利用可能な会議システムであること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①Web会議システムの導入前後における環境負荷低減効果が確認できること。 ②オンライン名刺交換機能が導入できること。
-------------------------	--

- 備考) 1 「Web会議システム」とは、テレワークを行っている職員であってもその他の職員と遙色なく業務を遂行できるよう、当該所属等で行われる会議への遠隔参加が可能となるシステムをいう。
- 2 Web会議システムの導入により削減が期待される環境負荷としては、移動に伴うエネルギー、紙資源の削減（ペーパーレス化）等があげられる。

イ 目標の立て方

- ①太陽光発電システムにあっては、当該年度における調達による基準を満たす物品の総設備容量（kW）とする。
- ②太陽熱利用システムにあっては、当該年度における調達による基準を満たす基準値1及び基準値2それぞれの物品の総集熱面積（m²）とする。
- ③太陽光発電システム及び太陽熱利用システムの複合システムにあっては、当該年度における調達による基準を満たす物品の総設備容量（kW）及び総集熱面積（m²）とする。
- ④燃料電池にあっては、当該年度における総設備容量（kW）とする。
- ⑤エネルギー管理システムにあっては、当該年度における総調達件数とする。
- ⑥生ごみ処理機にあっては、当該年度における調達（リース・レンタル契約及び食堂運営受託者による導入を含む）総量（台数）とする。
- ⑦節水器具にあっては、当該年度における総調達量（個）に占める基準を満たす物品の数量（個）の割合とする。
- ⑧給水栓にあっては、当該年度における総調達量（個）に占める基準を満たす物品の数量（個）の割合とする。
- ⑨日射調整フィルムにあっては、当該年度における調達総面積（m²）に占める基準を満たす物品の面積（m²）の割合とする。
- ⑩低放射フィルムにあっては、当該年度における総調達面積（m²）に占める基準を満たす物品の面積（m²）の割合とする。
- ⑪テレワーク用ライセンスにあっては、当該年度における調達による基準を満たす総調達件数（ライセンス数）とする。
- ⑫Web会議システムにあっては、当該年度における調達による基準を満たす総調達件数（システム数）とする。

(20) 災害備蓄用品

(20)-1 災害備蓄用品（飲料水）

ア 品目及び判断の基準等

災害備蓄用 飲料水	<p>【判断の基準】</p> <p>①次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 基準値1は、賞味期限が10年以上であること。 イ. 基準値2は、賞味期限が5年以上であること。</p> <p>②製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。 ②容器については、可能な限り軽量化・薄肉化が図られていること。 ③使用する容器、ラベル・印刷、キャップ等については、使用後の再処理、再利用適性に優れた容器とするための環境配慮設計がなされていること。</p>
--------------	--

- 備考)
- 1 本項の判断の基準の対象とする「災害備蓄用飲料水」は、災害用に長期保管する目的で調達するものとする。
 - 2 判断の基準②の原材料名については、梱包用外箱には適用しない。
 - 3 個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。
 - 4 各所属は、次の事項に十分留意すること。
 - ア. 災害備蓄用飲料水の調達に当たり、流通備蓄や災害発生時に自動販売機内の商品を無償提供できる「フリーベンド」機能を持った災害対策用自動販売機の利用を勘案すること。
 - イ. 災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。
 - ウ. 納入時点において当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。
 - エ. 災害備蓄用の飲料水は、長期にわたって備蓄・保管することから、当該製品の賞味期限内における品質・安全性等について事前に十分確認の上、調達を行うこと。
 - 5 ペットボトル容器にあっては、使用するボトル、ラベル・印刷、キャップ等の環境配慮設計については、PETボトルリサイクル推進協議会作成の「指定PETボトルの自主設計ガイドライン」を参考とすること。

イ 目標の立て方

当該年度に調達する災害備蓄用飲料水の総調達量（本数）に占める基準値1及び基準値2それぞれの基準を満たす物品の数量（本数）の割合とする。

(20) - 2 災害備蓄用品（食料）

ア 品目及び判断の基準等

アルファ化米 保存パン 乾パン	<p>【判断の基準】</p> <p>①賞味期限が5年以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。</p>
レトルト食品等	<p>【判断の基準】</p> <p>①次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 賞味期限が5年以上であること。 イ. 賞味期限が3年以上であって、容器、付属の食器及び発熱材等について回収し再利用される仕組みがあること。</p> <p>②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。</p>
栄養調整食品 フリーズドライ食品	<p>【判断の基準】</p> <p>①賞味期限が3年以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。</p>

- 備考)
- 1 本項の判断の基準の対象とする「アルファ化米」「保存パン」「乾パン」「レトルト食品等」「栄養調整食品」及び「フリーズドライ食品」は、災害備蓄用品として調達するものに限る。
 - 2 「レトルト食品等」とは、気密性及を有する容器に調製した食品を充填し、熱溶融により密封され、常温で長期保存が可能となる処理を行った製品をいう。
 - 3 「栄養調整食品」とは、通常の食品形態であって、ビタミン、ミネラル等の栄養成分を強化した食品をいう。
 - 4 「アルファ化米」及び「乾パン」の賞味期限に係る判断の基準①については、市場動向を勘案しつつ今後見直しを実施することとする。
 - 5 判断の基準②の原材料名については、梱包用外箱には適用しない。
 - 6 個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。
 - 7 各所属は、次の事項に十分留意すること。
 - ア. 災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。
 - イ. 納入時点において当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。
 - ウ. 災害備蓄用の食料は、長期にわたって備蓄・保管することから、当該製品の賞味期限内における品質・安全性等について事前に十分確認の上、調達を行うこと。

イ 目標の立て方

各品目の当該年度に調達する総調達量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

(20) - 3 災害備蓄用品（生活用品・資材等）

ア 品目及び判断の基準等

毛布	<p>【判断の基準】</p> <p>○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用ためのシステムがあること。 ②製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
作業手袋	<p>【判断の基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。 ②ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。 ③未利用繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること（すべり止め塗布加工部分を除く。）。 ②漂白剤を使用していないこと。

テント	<p>【判断の基準】</p> <p>○使用される纖維（天然纖維及び化学纖維）のうち、ポリエステル纖維又は植物を原料とする合成纖維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①再生PET樹脂から得られるポリエステル纖維が、纖維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、纖維部分全体重量に占めるポリエステル纖維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル纖維が、纖維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル纖維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル纖維が、纖維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③再生PET樹脂のうち、故纖維から得られるポリエステル纖維が、纖維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成纖維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、纖維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ⑤植物を原料とする合成纖維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、纖維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
ブルーシート	<p>【判断の基準】</p> <p>○使用される纖維（天然纖維及び化学纖維）のうち、ポリエチレン纖維を使用した製品については、再生ポリエチレン纖維が纖維部分全体重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

- 備考) 1 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は纖維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
- 2 「纖維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。
- なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したもの）を用いた付属品の重量は、「纖維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル纖維の重量又は故纖維から得られるポリエステル纖維の重量」に含めてよい。
- 3 「故纖維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。
- 4 「故纖維から得られるポリエステル纖維」とは、故纖維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル纖維をいう。

- 5 「未利用纖維」とは、紡績時に発生する短纖維（リンター等）を再生した纖維をいう。
- 6 「反毛纖維」とは、故纖維を綿状に分解し再生した纖維をいう。
- 7 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。
- 8 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものという。(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)
- 9 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 10 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、纖維部分全体重量に占める、植物を原料とする合成纖維又はバイオマスプラスチックに含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。
- 11 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源（バイオマス）を使用するプラスチックをいう。
- 12 「回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
 「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。
 ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること
 イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。
 「再使用又は再生利用のためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。
 ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
 エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。
- 13 個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。
- 14 各所属は災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。

備蓄用作業服	<p>【判断の基準】</p> <p>○使用される纖維（天然纖維及び化学纖維）のうち、再生プラスチックを原料とする合成纖維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①再生プラスチックから得られる合成纖維が、纖維部分全体重量比で 50% 以上使用されていること。</p> <p>②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①保管スペースの狭小化を図るため、製品の小型化及び軽量化等がなされていること。</p> <p>②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
--------	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「備蓄用作業服」は、災害時において作業に従事する場合に作業者が着用することにより安全を確保することを目的として備蓄するものであつて防護服を含む。
- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 3 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。なお、再生プラスチックを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」に含めてよい。
- 4 判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No. 103「衣服 Version3」に係る認定基準をいう。

一次電池	<p>【判断の基準】</p> <p>①一次電池にあっては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。</p> <p>②使用推奨期限が5年以上の製品仕様であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①使用済みの小形充電式電池の回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>②製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p> <p>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
------	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「一次電池」は、我が国における形状の通称「単1形」「単2形」「単3形」又は「単4形」とする。
- 2 「最小平均持続時間」は、JIS C 8515に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。JIS C 8515で規定されるアルカリ乾電池に適合する一次電池は、判断の基準①を満たす。
- 3 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 4 配慮事項②の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。
- 5 個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。
- 6 各所属は、次の事項に十分留意すること。
- ア. 災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。
- イ. 納入時点において当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

表 一次電池に係る最小平均持続時間

通称	主な用途など	放電試験条件			最小平均持続時間
		放電負荷	1日当たりの放電時間	終止電圧	
単1形	携帯電灯	2.2Ω	注1	0.9V	750分
	モータ使用機器・玩具	2.2Ω	1時間	0.8V	16時間
	ポータブルステレオ	600mA	2時間	0.9V	11時間
単2形	モータ使用機器・玩具	3.9Ω	1時間	0.8V	14時間
	携帯電灯	3.9Ω	注1	0.9V	790分
	ポータブルステレオ	400mA	2時間	0.9V	8時間
単3形	高負荷機器	1,500mW 650mW	注2	1.05V	40回
	携帯電灯(LED)	3.9Ω	注3	0.9V	230分
	モータ使用機器・玩具	3.9Ω	1時間	0.8V	5時間
	玩具(モーターなし)	250mA	1時間	0.9V	5時間
	CDプレーヤ・電子ゲーム	100mA	1時間	0.9V	15時間
単4形	ラジオ・時計・リモコン	50mA	注4	1.0V	30時間
	携帯電灯	5.1Ω	注3	0.9V	130分
	モータ使用機器・玩具	5.1Ω	1時間	0.8V	120分
	デジタルオーディオ	50mA	注5	0.9V	12時間
	リモコン	24Ω	注6	1.0V	14.5時間

備考) 初度の最小平均持続時間に対する12か月貯蔵後の最小平均持続時間の比率は90%以上であること。

注1：4分放電・11分放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

注2：5分放電(1,500mWの2秒放電・650mWの28秒放電の交互放電)・55分放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。

注3：4分放電・56分放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

注4：1時間放電・7時間放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。

注5：1時間放電・11時間放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。

注6：15秒放電・45秒放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

非常用携帯燃料	<p>【判断の基準】</p> <p>①品質保証期限が5年以上であること。 ②名称、原材料名、内容量、品質保証期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○製品の包装又は梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
---------	--

備考) 1 個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。

2 各所属は、次の事項に十分留意すること。

ア. 災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。

イ. 納入時点において当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

携帯発電機	<p>【判断の基準】</p> <p>①次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. ガソリンエンジンを搭載する発電機（天然ガス又はLPガスを燃料として使用するものを含む。）にあっては、排出ガスが表1に示された排気量の区分ごとの基準値以下であること。</p> <p>イ. ディーゼルエンジンを搭載する発電機にあっては、排出ガスが表2に示された基準値以下であること。</p> <p>②騒音レベルが98デシベル以下であること。</p> <p>③連続運転可能時間が3時間以上であること。ただし、カセットボンベ型のものにあっては1時間以上であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①燃料消費効率が可能な限り高いものであること。</p> <p>②使用時の負荷に応じてエンジン回転数を自動的に制御する機能を有していること。</p> <p>③製品の小型化及び軽量化が図られていること。</p> <p>④製品の長寿命化、部品の再使用又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-------	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「携帯発電機」は、発電機の定格出力が3kVA以下の発動発電機とする。
- 2 騒音レベルの測定方法は「建設機械の騒音及び振動の測定値の測定方法」（平成9年建設省告示第1537号）による。
- 3 個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。
- 4 各所属は、発電する電気の周波数に留意すること。

表1 ガソリンエンジン搭載発電機に係る排出ガス基準値

排気量の区分	排出ガス基準値 (g/kWh)	
	HC+NO _x	CO
66cc未満	50	
66cc以上100cc未満	40	
100cc以上225cc未満	16.1	610
225cc以上	12.1	

備考) 排出ガスの測定方法はJIS B 8008-4のG2モードによる。

表2 ディーゼルエンジン搭載発電機に係る排出ガス基準値

排出ガス基準値 (g/kWh)		
NMHC+NO _x	CO	PM
7.5	8	0.4

備考) 排出ガスの測定方法はJIS B 8008-4のD2モードによる。

非常用携帯電源	<p>【判断の基準】</p> <p>①電気容量が 100Wh 以上であること。 ②保証期間又は使用推奨期限が 5 年以上であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○分別が容易であって、再生利用及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。</p>
---------	--

備考) 本項の判断の基準の対象とする「非常用携帯電源」は、空気電池により発電し、携帯電話等の機器への充電・給電を目的とした非常用の電源をいう。

イ 目標の立て方

当該年度の各品目の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。